

保管金の納付による郵便費用の予納のご案内

知的財産高等裁判所

審決取消訴訟事件や控訴事件等の郵便費用の予納は、郵便切手を納付する方法のほか、裁判所に保管金を納付する方法があります。保管金の納付には、①電子納付②現金納付③銀行振込の方法があります。

保管金を納付する方法による郵便費用の予納には下記①のメリットがありますので、是非ご利用ください。さらに、電子納付による保管金の納付には、下記②のメリットがありますので、特にお勧めします。

① 保管金納付のメリット

★ 保管金を納付する方法により郵便費用を予納した場合、事件終了後、残額は届出の口座に金銭で返還されます。

※ 郵便切手による予納の場合、残額は郵便切手で返還されます。

② 電子納付のメリット

★ インターネットバンキングを利用すれば、いつでも、どこでも納付手続きができます。

※ 銀行振込は、金融機関の窓口で、営業時間内に行う必要があります。

※ 現金納付は、裁判所の窓口で、執務時間内に行う必要があります。

★ 納付手続きが簡単です。インターネットバンキングやペイジー対応のA T Mを利用して、納付番号等を入力するだけです。

※ 現金納付・銀行振込の場合、納付の都度、保管金提出書等の記入及び提出が必要になります。

※ 現金納付の場合、釣銭のないようにご協力をお願いしております。

★ 手数料がほとんどの場合かかりません。

※ 銀行振込の場合、金融機関所定の振込手数料がかかります。

※ ペイジー対応のA T Mを利用して電子納付をする場合、A T Mの利用手数料がかかる場合があります。詳細は、各金融機関にご確認ください。

※ 電子納付の詳細は、「電子納付について」をご覧ください。

【問い合わせ先】

本案内全般について、事件係：03-3581-1736

電子納付利用者登録について、庶務第二課（東京高等裁判所会計課）：03-3581-1575

電子納付について

電子納付は、ペイジー^{※1}の仕組みを利用した保管金の納付方法です。ペイジーは、金融機関のインターネットバンキング、モバイルバンキング、ペイジー対応のATMを通じて利用できます。

電子納付による保管金納付の手続の流れは、以下のとおりになります。

① 事前登録

裁判所に電子納付利用者登録申請^{※2※3}を行い、利用者登録コードを取得します。利用者登録コードは、保管金の納付番号等の付与を受ける際に必要となる利用者固有のコードであり、全国の裁判所共通で繰り返し利用できます^{※4}。

② 納付番号等の付与

郵便費用を予納するなど保管金を納付する際に、電子納付する旨と①で取得した利用者登録コードを申し出てください。郵送による申出の場合は、電子納付をする旨及び利用者登録コードを記載したメモを同封してください。裁判所より電子納付の手続に必要な納付番号等を通知します。

③ 保管金の電子納付

インターネットバンキングやペイジー対応のATM等を利用して、②で通知された納付番号等を入力の上、保管金を電子納付します。

※1 ペイジーの詳細は、<http://www.pay-easy.jp> をご覧ください。金融機関ごとのペイジー対応状況も掲載されています。

※2 電子納付利用者登録申請書の書式は、裁判所で配布しています。
また、<http://www.courts.go.jp/online/denshinouhu/index.html> からダウンロードできます。

※3 当裁判所での登録申請は、庶務第二課（東京高等裁判所会計課）で取り扱っています。他の裁判所での登録申請を希望される場合は、その裁判所に取扱部署をご確認ください。

※4 登録後、保管金の提出や払渡しが行われなかった場合は、利用者登録コードが抹消されます。